

## 住民登録について

日本に 3ヶ月を 超えて 滞在する 外国人(短期滞在は 除く)は、日本人と同じように 住民登録を します。家の場所を 決めてから 14日以内に 山口市役所の 市民課 または あなたの 家の 近くの 総合支所で 住民異動届の手続きを する必要があります。住民異動届とは、「住所が 変わりました」という ことを 役所に 伝えるための ものです。

ほかの 市区町村から 引っ越してきたときも 14日以内に、前に 住んでいた 市区町村で 発行してもらった 転出証明書(「引っ越します」ということを 証明する書類)と 一緒に 住民異動届を 出してください。

## 住民異動届 手続きに 必要なもの

①在留カード (日本に 長くいる 外国人が持つ 身分証明の カード)

日本に 上陸したときに 空港で 渡されたものです。

②パスポートや ビザ

すでに 日本に 住んでいる家族の ところに 引っ越す人は、在留カードと パスポートや ビザと 一緒に、世帯主との 関係を 証明する 書類(日本語に 翻

やく 訳したもの)も ひつよう 必要です。せたいぬし 世帯主とは いえ す 1つの 家に 住んでいる人のなかの だいひよう ひと 代表の人の ことです。

やまぐち し そと ひ こ 山口市の 外へ 引っ越しするときは にほんじん おな 同じように てんしゅつとどけ だ 転出届を 出すこ とが ひつよう 必要です。てんしゅつとどけ 転出届は、ほかのところへ ひ こ 「引っ越します」ということを やまぐち し し 山口市に 知らせるための ものです。

ひ こ さき し く ちようそん す とき ひつよう 引っ越し先の 市区町村に 住む時には、やまぐち し はっこう てんしゅつしやうめいしよ 転出証明書が ひつよう 必要です。てんしゅつしやうめいしよ 転出証明書とは、ほかのところへ ひ こ 引っ越します いうことを しょうめい 証明す る 書類です。

にほんこくがい ねん い じやう で ば あい てんしゅつとどけ ひ こ やまぐち 日本国外へ 1年以上出る場合は 転出届(「引っ越します」ということを 山口 市に 知らせる ためのもの)が ひつよう 必要です。さいにゆうこく いち ど にほん く 再入国(もう一度 日本に来ること) の ゆる え 許しを 得ているときであっても てんしゅつとどけ だ 転出届を 出してください。てんしゅつとどけ だ 転出届を 出 さなかったら、にほん で にほん こくみんけんこう ほけん びやういん い 日本を出ても 日本の国民健康保険(病院に 行ったときに 自 ぶん はら かね すく 分が 払うお金が 少なくなる せい ど 制度)や ねんきん かね 年金のお金を、ずっと払わなくてはい けません。

## その他

在留カードをなくしたとき、誰かがあなたの在留カードを盗んだ場合は、すぐに警察(山口警察署 [TEL:924-0110](tel:924-0110))や、一番近い交番などの警察官がいるところに伝えてください。在留カードをなくした日から14日以内に、入国管理局(Immigration Bureau)で、もういちど在留カードを作るための手続きをしてください。入国管理局とは、国に出たり入ったりするための手続きをするところです。

## 住民登録について きくところ

山口市役所市民課 記録担当 TEL:934-2771